

令和8年度 ジュニアアスリートアカデミー事業

SHIZUOKA SPORTS ASSOCIATION

STEP

マルチスポーツ教室

《規約》

公益財団法人静岡県スポーツ協会

第1条(趣旨)

本規約は、「STEP マルチスポーツ教室」(以下、「本教室」という。)の運営に関する事項を定め、参加者の円滑な活動を支援し、安全かつ楽しいスポーツ環境を提供する。

第2条(運営組織)

本教室は、公益財団法人静岡県スポーツ協会(以下「本協会」という。)が運営する。

第3条(目的)

本教室は、運動に対する理解や関心を深めるとともに、健全な心身の育成や参加者相互の親睦を図りながら主体性や社会性を育て互いを思いやる心を育てることを目的とし、以下の活動を行う。

- ① スポーツの楽しさを知るための活動。
- ② スポーツの基本技術を習得するための活動。
- ③ 学習とスポーツを組み合わせたバランスのとれた子どもの育成。
- ④ 静岡県の子どものスポーツ活動を支える活動。

第4条(参加者)

本教室の参加者は、以下の条件に該当し、所定の手続きを経て入会を申し込み。本協会が承認した者とする。なお、次の条件を満たさなければ、入会を認めないこともある。

- ① 本教室の趣旨に賛同し、積極的に参加できる。
- ② 本規約および教室内で定められたルールを遵守できる。
- ③ 健康状態に問題がなく、運動に適した体調を有する。

第5条(申込手続)

- ① 本教室への参加を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、提出するものとする。
- ② 参加は、本協会の審査を経て承認され、所定の会費を支払うことにより申込手続きの完了とする。
- ③ 申込手続きが完了により、正式に参加者として登録され、規約に同意したものとし、本教室に参加できる。

第6条(会費)

- ① 参加者は、所定の会費を期日までに納入するものとする。
- ② 会費は別に定める額とする。
- ③ 納入された会費は、特別な理由がない限り返還しない。

第7条(遵守事項)

本教室への参加者は、教室の秩序を維持するために次のことを遵守する。

- ① 教室内外においても常に本協会が定めたルールを遵守し、利用する施設が定める管理規程及び指導員等の指示に従う。
- ② 参加者は健康管理に注意し、体調不良時には参加を見合わせるとともに、活動中に体調の異常を感じた場合は直ちに指導員等の指示に従う。
- ③ 危険な行為、他の参加者への迷惑行為等の本教室の運営に支障をきたす行為を行わない。

第8条(参加者資格の喪失)

参加者が本規約に違反した場合、または他の参加者に対して危険な行為を行った場合、本協会はその参加者に対して警告を行い、改善が見られない場合は参加資格を停止または除名することができる。

参加資格を喪失した場合、会費の返金はしない。

第9条(事故等の責任)

参加者が本教室活動中に事故等に遭った場合、本協会はスポーツ安全保険を適用し、適切な対応を行う。

ただし、指導員等の不注意や施設の不備による事故に関しても、保険適用範囲外の責任は負わない。

第10条(教室の中止)

暴風・大雨・洪水警報が教室開始の2時間前までに解除されない場合は本教室を行わない。

(附則)

本規約は令和8年4月1日から施行する。